

多文化共生社会実現のための予算措置と法整備を求める意見書

我が国に在留する外国人は近年大きく増加している。令和7年末の在留外国人数は、412万5,395人（前年末比35万6,418人、9.5%増）で、過去最高を更新するとともに初めて400万人を超えた。本市でも、本年8月1日現在、40の国と地域から6,213人が在留している。

また、外国人労働者数は、令和7年10月現在で257万1,037人（前年比26万8,450人増）と、いずれも過去最高となっており、外国人労働者は日本の産業や地域経済にとっては欠かせない存在となっている。

一方で、外国人の増加に伴い、言語の壁、文化への理解不足を起因とした、ごみ出しのルール違反や騒音トラブルなど、地域社会における課題も顕在化している。

これらを踏まえ、本年1月には有識者会議から意見書が提出され、社会規範を理解し地域産業を支える外国籍住民を正当に評価し、国籍を問わず互いに尊重し合うことと同時に、社会規範を逸脱する行為には公正かつ厳正に対処していくよう提言されたところであり、今後も外国人の増加が見込まれる中、善良な外国人住民に人権侵害が及ばぬよう早急に改善されなければならない。

また、特定技能制度による受入見込数の大幅拡大が行われ、さらなる外国人の増加が見込まれている中、現時点でも相談支援については、外国人住民からの相談内容も複雑化しており、多言語対応も一層困難になってきている。

しかしながら、外国人受入環境整備交付金は、外国人住民数や外国人比率に応じて交付限度額が設定され、各地方自治体の申請件数の増加に伴い、交付金額が実質的に縮小されており、増加する外国人住民への相談体制を一層強化していくべき状況に逆行している。

以上を踏まえ、国においては、外国籍住民の人権を尊重し、多文化共生のための社会基盤整備を一層促進するため、下記の事項について措置するよう強く要望する。

記

- 1 外国人受入環境整備交付金や日本語教育に係る国の補助金の交付率及び上限額を引き

上げ、必要となる十分な予算措置を講じること。

- 2 国及び地方自治体の多文化共生施策実施の根幹となる体系的・総合的な基本法を早急に策定すること。
- 3 国籍や社会的・文化的背景が異なることを理由とする人権侵害の防止及び解決に必要な体制を国が整備すること。
- 4 外国人住民の日本語習得機会の確保とともに、善良な市民生活を送るための社会規範の習得や罰則規定の理解などに対する国のガイドラインを作成すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月30日

袋井市議会議長 佐野武次

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

法務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣 様